

デジタル放送推進新潟県行動計画

I はじめに

「デジタル放送推進のための新潟県行動計画」（以下、「行動計画」という。）は、地上デジタル推進全国会議の「デジタル放送推進のための行動計画（第10次）」（以下、「第10次行動計画」という。）を基本に、2011年7月24日までに地上デジタル放送への完全移行に向けて「新潟県地上デジタル放送普及推進会議」（以下、「推進会議」という。）が地域を踏まえた行動計画として策定するものである。

II 基本的考え方

新潟県は、2006年のデジタル放送の開始以来、関係者の努力によりデジタル放送の普及推進を図っている。

デジタル放送の送り手側である放送事業者による中継局の整備、また、再送信側のケーブルテレビ施設のデジタル化は着実に進展している状況にある。

他方、家庭でデジタル放送を視聴することができるようにするためには、多岐に渡る課題を解決する必要がある。特に、共聴施設は、その改修に時間を要するため、早期の対応が求められるが、未だに相当数の施設がデジタル化未対応の状況にある。

このため、この1年を2011年7月24日までにアナログ放送を終了してデジタル放送に完全移行するための最重要年と位置づけ、新潟県内の関係者が一丸となって一層の取り組みの強化を図ることとする。

III 現状

i デジタル放送受信機器の普及状況

デジタル対応受信機器の普及台数は、2009年9月末、総務省が実施した「地上デジタル放送に関する浸透度調査」の結果では、エコポイントの導入や簡易チューナーの販売等により順調に増加し、県内では、デジタル放送対応受信機の世帯普及率72.5%と6ヶ月前の調査に比して14.5ポイントアップとなり、目標の72%を達成している状況にある。

ii 受信者側の状況

1 共同受信施設のデジタル化対応

(1) 辺地共聴施設（自主共聴施設）

辺地共聴施設の数、547施設（2010年2月末現在）と多く存在しているが、これらのデジタル化に向けては関係地方公共団体の協力の下、平成2009年度末までに約73%がデジタル化を完了する見込みである。

(2) 受信障害対策共聴施設

デジタル化対応を促進するため、総務省新潟県テレビ受信者支援センター（以下、「デジサポ新潟」という。）による、各施設の管理者等に対する訪問等の周知活動を実施し、デジタル化対応状況を把握するとともに対応を促す等必要な情報提供を行うなどした結果、2009年度末までに約62%がデジタル化を完了する見込みである。

(3) 集合住宅共聴施設

デジタル化対応を促進するため、デジサポ新潟による、集合住宅の管理会社やオーナーへの訪問等の周知活動を実施し、デジタル化対応状況を把握するとともに対応を促す等必要な情報提供を行うなどした結果、2009年9月末時点で約86%のデジタル化が完了している。

2 簡易チューナー給付支援の状況

経済的に困窮度が高い世帯に対して、地上デジタル放送を視聴するために必要な最低限度の機器（簡易チューナー）の無償給付等を行う事業を2009年10月より開始し、県内の申込数は2010年2月の締め切り時点で10,097件となっている。

iii 送信側の状況

1 デジタル放送中継局の整備

県内では、2009年末現在で38局所（228局）が開局しており、デジタル放送の電波カバー世帯数は99.6%（アナログ電波カバー世帯数に対するデジタル電波カバー世帯数の割合）となっている。

2 新たな難視地区

アナログ放送が受信できている地区において、デジタル放送では地形及び樹木等による受信レベルの低下等により受信困難と確認された新たな難視地区は、2010年2月末現在103地区で確認されている。そのうちの84地区について対策計画が策定されている。

3 デジタル混信地区

デジタル放送とアナログ放送のサイマル放送による周波数の逼迫期間においては、他の放送局からの電波による混信のためデジタル放送を良好に視聴できない現象（デジタル混信）が起こる場合があり、新潟県内においては2010年1月末現在11地区※で混信発生を確認している。そのうち5地区について対策計画が策定されている。

※秋田県からの異常電波伝搬によって新潟県内で広域的に発生する混信を除く

4 ケーブルテレビ施設の対応

デジタル放送への対応は着実に進められており、自主放送を行っている許可施設のケーブル事業者に関しては2010年1月末現在13施設全てがデジタル化対応済みである。

IV 取組

i 理解醸成活動等の推進

「第10次行動計画」を踏まえ、その取組を推進していくこととし、その際、特に以下の点に留意する。

1 周知・広報等の徹底

「第10次行動計画」の目標である2010年度内にアナログ放送終了時期の認知度95%、デジタル化未対応世帯におけるデジタル放送視聴のための作業・手続きの理解度95%及び2010年12月末時点における世帯普及率96%の達成に向けて、関係者が一丸となって、あらゆる周知・広報手段を用いて、きめ細かな周知・広報に取り組む。

特に、放送事業者は放送メディアを活用した周知広報について、また、地方公共団体は広報紙等を活用した周知広報について、これまで以上に取り組みを強化する。

2 相談・受信者支援体制の充実強化

デジサポ新潟を中心に、地域に密着した調査・相談対応・受信者支援体制の更なる充実強化に取り組む。

特に、高齢者・障がい者等をはじめとして、デジタル化対応に極めて関心の薄い受信者や自分ではデジタル化対応が困難な受信者に対し、個別事情や地域の実情を考慮して、きめ細かく集落毎を巡回訪問するなど、個別相談の充実を図る。

3 いわゆる「悪質商法」への対応

「第10次行動計画」を踏まえつつ、国は悪質商法の被害状況を情報収集するとともに地方公共団体等へ迅速に情報提供し、地方公共団体等においては地域住民が被害にあわないよう正確な情報を周知・広報するなど、関係者が連携して被害防止に努める。

ii 共聴施設改修・受信機器支援等の受信側対策

「第10次行動計画」を踏まえ、その取組を推進していくこととし、その際、特に以下の点に留意する。

1 共聴施設のデジタル化改修の促進

共同受信施設（辺地共聴施設、受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設）のデジタル化改修には、関係者の合意を得る必要があるため、改修手続きに時間を要する場合が多いことから、目標を掲げて計画的に取り組むとともに、特に重点的な取り組みを必要とする施設や地域を絞り込んだ上で、それらに対する取り組みを強化する。

また、加入している共聴施設がデジタル化に対応しているかということに関心の薄い施設管理者やアナログ放送受信者に対し、アナログ放送を活用した広報、県・市町村の広報紙を活用した広報など、関係者による周知を強化する。

（１） 辺地共聴施設（自主共聴施設）

「第１０次行動計画」の最終目標（２０１１年３月までにはほぼ全施設対応完了）を踏まえ、デジタル化対応率１００％を達成するよう取組を推進する。

この目標達成に向け、デジタル化改修時期が未定となっている辺地共聴施設が存在する地域の地方公共団体は、共聴施設の管理者等と調整の上、遅くとも本年６月末までに改修時期を確定する。

また、２０１０年度に改修予定の共聴施設について、地方公共団体は改修工事の進捗管理を行い、年度内の確実な改修完了を目指す。

（２） 受信障害対策共聴施設

「第１０次行動計画」の最終目標（２０１１年７月までに全施設の対応完了）及び２０１１年３月時点におけるデジタル化対応率９０％の目標を達成するよう、デジサポ新潟は施設管理者等への働きかけ等の取組を推進する。

特に、施設が集中している新潟市中央区及びその周辺に設置された受信障害対策共聴施設のデジタル化対応に重点的に取り組むこととし、デジサポ新潟は施設実態を把握した上で、地方公共団体やケーブルテレビ事業者、放送事業者等の協力を得つつ当該地域の共聴施設管理者および受信者に対して周知を行い、デジタル化対応を促す。

地方公共団体が所有する建物等が原因として設置された受信障害対策共聴施設にあつては、「第１０次行動計画」目標に沿って、本年末までに全ての共聴施設のデジタル化対応を完了することに取り組む。

また、電力会社が所有する建築物が原因として設置された受信障害対策共聴施設にあつても、「第１０次行動計画」目標に沿って、２０１１年３月時点において９０％の共聴施設のデジタル化対応目標達成に取り組む。

（３） 集合住宅共聴施設

「第１０次行動計画」の最終目標（２０１１年７月までに全施設の対応完了）及び２０１１年３月時点におけるデジタル化対応率９５％の目標を達成するよう、デジサポ新潟において施設管理者等への働きかけ等の取組を推進する。

特に施設改修の合意形成に時間を要する分譲マンション及び UHF・VHF 変換方式を採用しているために改修工事が大規模となる集合住宅の対応化に重点的に取り組むこととする。

地方公共団体が所有する集合住宅にあつては、「第 10 次行動計画」の目標に沿って本年末までに全ての共聴施設のデジタル対応を完了することに取り組む。

2 経済的な理由でデジタル放送に移行できない世帯への支援

生活保護などでNHK受信料が全額免除となっている世帯に対し、「総務省地デジチューナー支援実施センター」は対象世帯の地デジ受信方法や受信状況を十分把握した上で、簡易チューナーの設置やアンテナ改修工事等の円滑な実施に努める。

また、本支援の対象者であることが把握できない視聴者も存在することから、放送メディアを活用した広報や県・市町村における広報紙を活用した広報など、関係者が周知に努める。

iii 中継局整備等の送信側対策

「第 10 次行動計画」を踏まえ、その取組を推進していくこととし、その際、特に以下の点に留意する。

1 中継局等の整備

放送事業者は、2010年に整備予定の14局所の中継局整備にあつては、視聴者の受信機器対応や難視・デジタル混信対策等に一定の期間を要することから、できるだけの前倒し整備を検討し、全ての中継局の開局予定月を本年春に公表するとともに、サービスエリアとなる地域の視聴者に対し開局情報等の周知に努める。

また、辺地共聴施設が受信する計画の中継局にあつては、共聴施設のデジタル化改修の早期着手を図るために放送事業者は前倒し整備に努めるとともに、中継局整備予定時期等を共聴施設管理者に対しできるだけ早く情報提供を行う。

2 新たな難視地区への対応

国と放送事業者は、新たな難視が発生している地区の地方公共団体及び関係住民に対し、新たな難視の受信状況及び対策方法を説明し、理解を得つつ速やかに難視地区の対策計画を策定する。

対策計画の策定にあつては、難視の世帯数にかかわらず中継局の設置等の送信対策を優先的に検討しつつ、対策手法が共聴施設新設等の受信対策による場合は、地方公共団体及び難視地区の住民の理解を得る。

地方公共団体は、国及び放送事業者と連携して対象地域の住民への対策計画の説明会開催や合意形成のための調整に取り組む。

国及び放送事業者は、対策完了が2011年7月を越えるためにホワイトリストの

対象とする地区を、本年夏を目処に見極め、地方公共団体と調整の上、衛星利用による暫定的な難視対策への円滑な移行に取り組む。

3 デジタル混信

放送事業者は、デジタル混信が発生している地区の地方公共団体及び関係住民に対し、混信の発生状況及び対策方法を説明し、理解を得つつ速やかにデジタル混信対策計画を策定する。

混信対策計画の策定にあっては、混信対策用中継局の設置や送信周波数の変更などの送信対策を基本に検討することとし、対策方法が共聴施設の新設等の受信対策による場合は、地方公共団体及び難視地区の関係住民の理解を得る。

対策の実施段階等の際し、国及び放送事業者はデジサポ新潟と連携し、地方公共団体の協力を得つつ関係住民へ対策方法や実施時期等の周知広報に取り組む。また、放送事業者は秋田からのダクト性混信に対する受信者対応を引き続き実施し、併せて解消時期の周知を行う。

4 ケーブルテレビの普及促進等

ケーブルテレビ事業者は、受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設のデジタル化促進に向け、共聴施設の現状把握や、ケーブルテレビの活用も含め早期のデジタル化対応を共聴施設管理者に働きかけるなど最大限の協力を行う。

また、各種サービスの導入の是非や提供条件等については、ケーブルテレビ事業者自らの経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものであるが、デジタル放送への円滑な移行が期待できる低料金のデジタル放送のみの再送信サービスを、可能な限り早期に提供できるよう取り組む。

さらに、2011年7月以降も継続使用されるアナログ受信機器への対応や、デジタル化対応が進まない共聴施設がケーブルテレビに移行するに際しての合意形成を加速するため暫定的措置としてデジタル放送をアナログ放送に変換して再送信する「デジアナ変換」を導入するよう取り組む。

V 終わりに

会議に参加している各主体は、本行動計画に記された事項について、着実な実施を図るとともに、実施していく過程で取組を強化すべき場合には、時期を逸すること無く見直しを行うこととし、個々の主体の行動に当たっては別表の「主体が取り組む具体的な行動」を参考とする。